

Ⅱ

社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

1 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向がありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では平成31年4月1日現在で1,073法人となっています。

社会福祉法人数の推移

（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

年 度	平成 元	平成 10	平成 20	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31
法人数	629	760	982	1,054	1,064	1,069	1,073

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁は以下のようになっています。

（単位：法人）

所轄庁	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
厚生労働大臣	30	30	30
東京都知事	306	312	317
特別区長・市長	728	727	726
合 計	1,064	1,069	1,073

(1) 平成30年度 検査実施状況

社会福祉法人については、全体の34.8%に当たる104法人に対して実地検査を行いました。

(単位：法人)

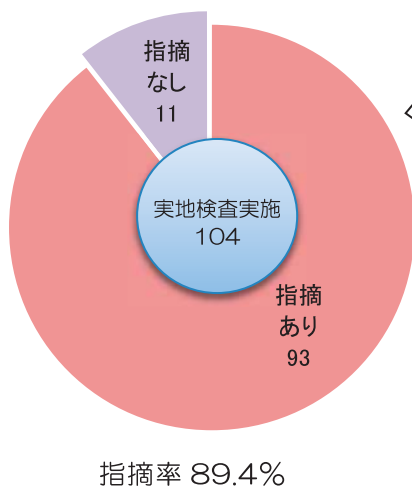
対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率(b/a)
299	104	93	34.8%

対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人、社会福祉協議会等を含みません。

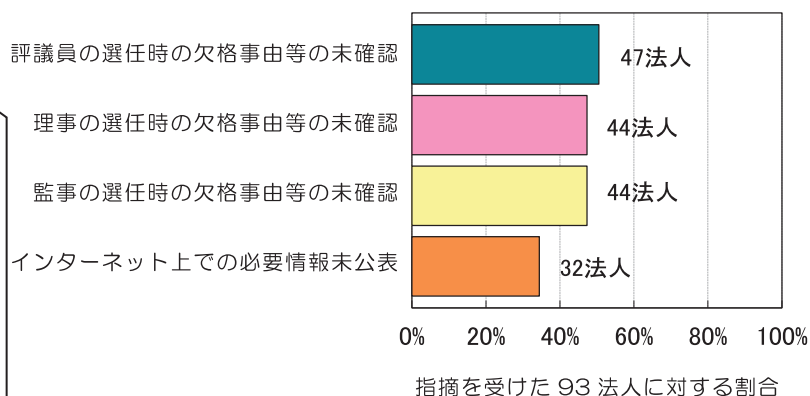
(2) 主な指摘事項

実地検査を行った104法人のうち、93法人が何らかの文書指摘を受けています。その93法人のうち、47法人が「評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認すること」について指摘されています。

文書指摘状況（法人数）



文書指摘内訳（上位4項目）



指摘の具体事項例	文書指摘 法人数
➤ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること ◇ 社会福祉法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。 (社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項及び第5項、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査ガイドラインⅠ-3-(1)-2)	47
➤ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること ◇ 社会福祉法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が上限を超える者がいないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。 (社会福祉法第44条第1項及び第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査ガイドラインⅠ-4-(3)-1)	44
➤ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること ◇ 社会福祉法人は監事の選任に当たり、欠格事由に該当する者でないか、各役員と特殊な関係にある者が含まれてないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。 (社会福祉法第44条第1項、第2項及び第7項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-2)	44
➤ 必要な情報が、インターネットで公表されていないので、是正すること ◇ 社会福祉法人は、遅滞なく、定款(所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき)、役員等報酬基準、計算書類、役員等名簿、現況報告書について、インターネットの利用により公表しなければならないにもかかわらず、公表していない。 (社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条第1項、指導監査ガイドラインⅢ-4-(3)-1)	32
➤ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること ◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないにもかかわらず、同意を得ていない。 (社会福祉法第43条第3項、指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-1)	31

➤ 理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていないので、是正すること	
◇ 社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めなければならないにもかかわらず、定めていない。 (社会福祉法施行規則第2条の42、指導監査ガイドラインⅠ-8-(2)-1)	24
➤ その他	
◇ 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 ◇ 監事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。 ◇ 評議員会の招集通知に必要事項が記載されていないので、是正すること。 等	443 (延べ)
合計(延べ)	665

【根拠法令等】

- * 社会福祉法
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- * 社会福祉法施行規則
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- * 社会福祉法人審査基準
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- * 指導監査ガイドライン
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」(平成30年4月16日一部改正)

(3) 指導事例

(理事長及び業務執行理事(設置する場合)が、理事会において、3か月に1回以上(※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていないので、是正すること)

- 理事長及び業務執行理事(設置する場合)は、理事会において3か月に1回以上(※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)理事長及び業務執行理事(設置する場合)の専決事項等の自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、理事会の議事録上、職務執行に関する報告を確認できない事例が見受けられました。

- こうした事例に対して都は、実際に開催される理事会において、理事長及び業務執行理事（設置する場合）が出席し、それぞれが職務執行に関する報告を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

* 社会福祉法第45条の16第3項

＝昭和26年法律第45号「社会福祉法」

* 指導監査ガイドラインⅠ-6-(1)-4

＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」（平成30年4月16日一部改正）

（理事会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること）

- 社会福祉法人と監事は、委任に関する規定に従い、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならないとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、監事が前年度及び当該年度に開催された理事会を2回以上続けて欠席していた事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、理事会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては、当該監事の交代を検討するよう指導しています。

【根拠法令等】

* 社会福祉法第38条

＝昭和26年法律第45号「社会福祉法」

* 民法第643条、644条

＝明治23年法律第28号「民法」

* 社会福祉法人審査基準第3-1-(3)

＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」

* 指導監査ガイドラインⅠ-5-(2)-2

＝平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」（平成30年4月16日一部改正）

2 介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、都内に498施設あります（地域密着型介護老人福祉施設を除く）。そのうち東京都は、319施設を対象に、老人福祉法第18条及び介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、都内に198施設あります。そのうち東京都は、市町村部に存在する73施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院して利用する医療系の介護保険施設で、都内に52施設あります。介護療養型医療施設に対する実地指導は、介護保険法第24条及び(旧)介護保険法第112条に基づいて実施しています。

(1) 平成30年度 検査実施状況

介護保険施設については、全体の36.7%に当たる163施設に対して実地指導を行いました。また、129施設に対して集団指導を行いました。

ア 実地指導

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	319	126	98	39.5%
介護老人保健施設	73	35	22	47.9%
介護療養型医療施設	52	2	2	3.8%
計	444	163	122	36.7%

介護療養型医療施設の対象数には八王子市内の施設を含みます。

イ 集団指導

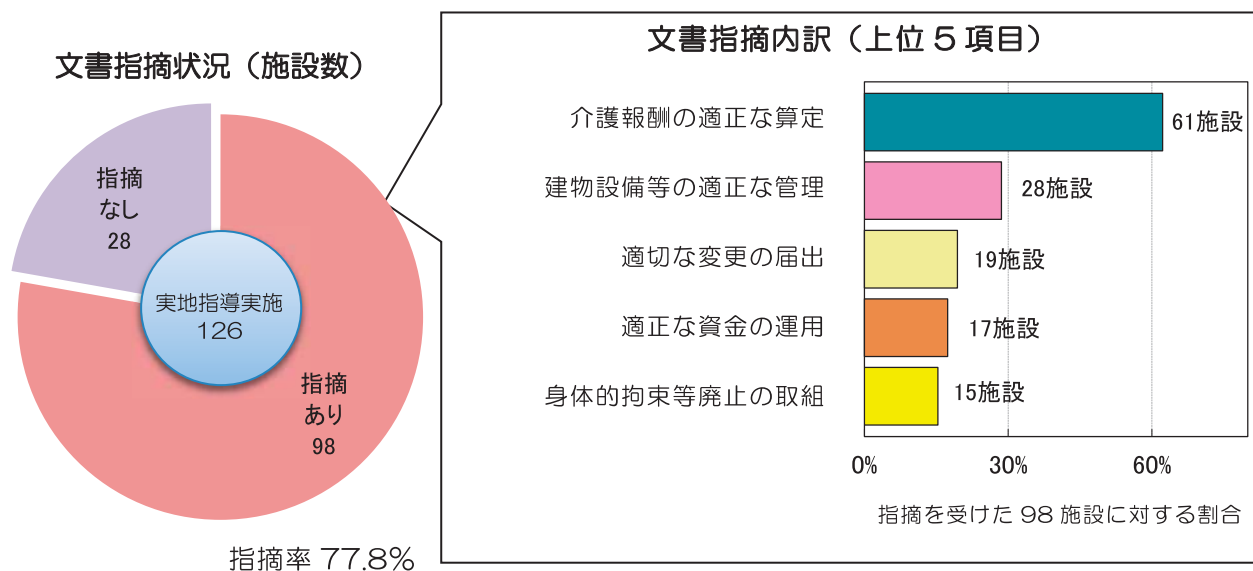
種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	70	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護老人保健施設	12	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護療養型医療施設	47	・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手續 ・介護報酬の請求事務

区市町村が主催する集団指導への講師派遣を含む。

(2) 主な指摘事項

ア 介護老人福祉施設

実地指導を行った126施設のうち、98施設が何らかの文書指摘を受けています。その98施設のうち、61施設が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。



指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること ◇ 個別機能訓練加算について、理学療法士等を常勤専従で配置していないにもかかわらず、算定していた。 (厚告第21号別表1注10、老企第40号第2の5(12)(第2の4(7)準用))	61
➤ 建物設備等の管理を適正に行うこと ◇ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していない。 (介護保険法第89条、介護保険法施行規則第134条第1項第7号、第135条)	28
➤ 変更の届出を適切に行うこと ◇ 運営規程の内容が、現状に合わせた内容になっていないにもかかわらず、変更届を提出していない。 ◇ 介護支援専門員に変更があったにもかかわらず、変更届を提出していない。 (介護保険法第89条、介護保険法施行規則第134条第1項第10号及び第18号、第135条)	19
➤ 資金の運用は適正に行うこと ◇ 当期資金収支差額合計がマイナスにもかかわらず、公益事業等に資金を繰り入れていた。 ◇ 公益事業等に一時繰替使用していたにもかかわらず、繰替えて使用した資金を当該年度内に補てんしていなかった。 (第188号通知第2の3(1)及び(4))	17
➤ 身体的拘束等廃止に向けて取り組むこと ◇ ミトン、車椅子のベルトによる身体的拘束等について、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの検討が施設全体として十分に行われていない。 ◇ 身体的拘束等の適正化の指針について、都指定要領で定める項目が盛り込まれておらず、不十分な内容となっている。 (都指定条例第20条、都指定規則第6条の2、都指定要領第4の15)	15
➤ その他 ◇ 事故の発生及び再発を防止するため、必要な措置を講じること。 等	179 (延べ)
合計(延べ)	319

【根拠法令等】

* 介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

* 介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

- * 厚告第21号
＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 老企第40号
＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 第188号通知
＝平成12年3月10日付老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
- * 都指定条例
＝平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都指定規則
＝平成24年3月30日東京都規則第45号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
- * 都指定要領
＝平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

イ 介護老人保健施設

実地指導を行った35施設のうち、22施設が何らかの文書指摘を受けています。その22施設のうち、15施設が「介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
➤ 介護報酬の算定等に誤り(不備)があるので、是正すること ◇ 栄養マネジメント加算について、栄養ケア計画における入所者ごとの栄養補給に関する必要な事項（栄養補給量や補給方法等）の記載がないにもかかわらず、算定していた。 （厚告第21号別表第2のト、厚労告第95号第65号、老企第40号第2の6(21)）	15
➤ 建物設備等の管理を適正に行うこと ◇ 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要に変更があったにもかかわらず、変更許可を受けていない。 （介護保険法第94条第2項、介護保険法施行規則第136条第1項第7号及び第2項）	4
➤ 施設サービス計画等を適切に作成すること ◇ 入所時のアセスメントが、計画担当介護支援専門員としての見地で行われていない。 （老健条例第9条第2項、第7項、第8項、老健要領第4の4）	4
➤ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと ◇ 常勤の管理者が1週間に勤務すべき時間数を30時間としていた （老健条例第7条、老健要領第2の9(3)及び第4の1）	3

▶ その他	24 (延べ)
◇ 職員処遇を適正に実施すること。 等	
合計(延べ)	50

【根拠法令等】

* 介護保険法

＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

* 介護保険法施行規則

＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

* 厚告第21号

＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」

* 厚労告第95号

＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」

* 老企第40号

＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

* 老健条例

＝平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」

* 老健要領

＝平成25年2月4日24福保高施第1903号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領」

(3) 指導事例

ア 介護老人福祉施設

(介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること)

- 指定介護老人福祉施設は、口腔衛生管理体制加算を算定する場合においては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行う必要があります。
- しかしながら、東京都の実地指導において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言・指導を月1回以上受けていないにもかかわらず、当該加算を算定していた事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、各保険者に申告し、その指導に従って返還手続きを行うよう指導するとともに、介護報酬算定の誤り等の防止体制及び請求前にチェックできる体制を整備するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

* 平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」別表1の又

* 平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」第68号

* 平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の5(25)第2の4(11)準用

(資金の運用は適正に行うこと)

- 指定介護老人福祉施設における施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えないとされています。
- しかしながら、東京都の実地指導において、平成29年度決算について、当期資金収支差額合計に資金不足が生じているにもかかわらず、公益事業区分に資金を繰り入れていた事例が認められました。
- このような事例に対して都は、当該繰入れ資金については平成30年度決算において戻し入れを行うとともに、今後は、国の通知の定める要件を充足することを確認した上で、資金を繰り入れるよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成12年3月10日付老発第188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第2の3(1)

イ 介護老人保健施設

(変更の許可を受けること)

- 介護老人保健施設においては、当該介護老人保健施設の入所定員その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、都知事の許可を受けないまま、利用者の利用に供すべき浴室等を倉庫等に変更している事例等が見受けられました。
- このような事例に対して都は、あらかじめ変更の許可を受けるよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」第94条第2項

*平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第136条第2項

(4) 介護報酬に係る返還金(介護保険施設)

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、80,799,427円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
介護老人福祉施設	52	79,837,286
介護老人保健施設	10	840,091
介護療養型医療施設	2	122,050
計	64	80,799,427

金額は令和元年6月末時点のものです。